

確定申告のご案内

平成23年分確定申告の会場の開設期間は、

2月13日(月)～

3月15日(木)

です。

所得税法や消費税法には、税金の申告や納税の期限が定められています。期限内に正しい申告と納税をされないこと、本来納めるべき税金のほかに加算税や延滞税を納めていただくこととなります。

◆申告会場

大垣市民会館
3階大会議室

○住宅借入金等特別控除

説明会

一定の要件に当てはまる新築家屋を購入し、入居された方を対象に、大垣税務署と他市町との合同による住宅借入金等特別控除説明会を開催します。当日は、必要書類を持参してもらい、申告書を作成していただきます。(住宅取得資金に係る贈与税の申告書も作成できます。)

◆日 時

2月8日(水)
午前9時～11時30分

◆場 所

大垣市民会館
3階大会議室

◆必要書類

- ① 認印
- ② 筆記用具(計算機含む)
- ③ 申告者の預貯金の口座番号のわかるもの
- ④ 住民票の写し
- ⑤ 登記事項証明書等
- ⑥ 源泉徴収票(原本)
- ⑦ 工事請負契約書・売買契約書等の写し
- ⑧ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

など

※借入金により家屋の敷地を併せて取得した場合は、敷地に係る⑤・⑦・⑧の書類が必要です。

※取得した家屋が認定長期優良住宅の場合及び贈与税の申告をされる場合に必要書類については、お問い合わせください。

○税理士による

無料税務相談会

無料税務相談が次のとおり行われますので、お気軽にご利用ください。なお、譲渡所得(土地、建物及び株式等)を売られた方・贈与税の申告をされる方は税務署等の相談会場をご利用ください。

◆相談会場及び日時

イオンタウン大垣

イーストゾーン

2階コミュニケーションホール

○2月13日(月)～22日(水)

午前10時15分～
午後4時45分

(午後4時受付終了)

※土・日曜日を除く

※正午から午後1時まで
休憩となります

232
総務部 税務課

住民税の住宅ローン控除
の申告について

前年分(平成23年分以降)の所得税の住宅ローン控除を受けた方で、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、控除しきれなかった額がある場合には、個人住民税から控除することができません。

◆控除の対象となる方

平成11年から平成18年末まで又は平成21年から平成25年末までに入居し、平成22年分以降の所得税の住宅ローン控除を受けた方で、控除しきれなかった額がある方。
※平成19年から平成20年末までに入居した方については、所得税の住宅ローン控除の1年間の控除率を引き下げ、控除期間を10年から15年に延長することを選択できる特別措置が設けられたため

対象外です。

◆控除される税額

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額(ただし、所得税の課税総所得金額等の額の5%を限度とし、最高で97,500円)

◆申告の手続き

税務署への確定申告や勤務先での年末調整の際に、所得税の住宅ローン控除を受けた方は、その内容に基づき個人住民税(町・県民税)の住宅ローン控除も適用されますので、町への申告は不要です。

◆申告期限

詳しくは、役場総務部税務課までお問い合わせください。

※申告相談の日程、場所等は来月号の広報でお知らせします。



予備自衛官補 募集案内

募集種目	受験資格	受付期間	試験日	合格発表
予備自衛官補	(一般)	18歳以上 34歳未満の者	4月13日(金)から16日(月)のうち1日	5月18日(金) [予定]
	(技能)	18歳以上で保有する技能に応じて53歳から55歳未満		

<問い合わせ先> 大垣市林町5丁目18番地 光和ビル2階 「自衛隊岐阜地方協力部 大垣地域事務所」 (☎ 73・1150)